

## 保護者の皆様

## 日本スポーツ振興センター災害共済について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、お子様が学校（幼稚園）管理下でケガや事故に遭った場合、その医療費や障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。通常の学校生活中でのケガをはじめ、通学中・遠足中のケガなども給付の対象となります。

国の公的制度的ため、安い掛金で厚い給付が行われます。

## &lt;給付の内容&gt;

①学校管理課でケガ等をした場合、必要書類を揃えて学校に提出し、給付の申請をします。

学校管理下とは→授業・休憩時間中、中学校における部活動中、遠足などの課外指導中など。

②医療費の総額が 5000 円以上（健康保険適用では 3 割負担なので、実質負担額 1500 円以上）かかった場合、総医療費の 4 割が給付されます。

（例）医療費総額が 5000 円の場合

→保険診療による医療費の自己負担額：1500 円

→保護者に支払われる災害共済給付金 2000 円

※交通事故などの損害賠償を受けた時や、他の法令の規定による補償や給付を受けたときは、給付を行いません。

※こども医療費助成と重複して支給することはできません。日本スポーツ振興センター災害共済給付金と、こども医療費助成金の重複支給があった場合は、こども医療費助成金を返還していただくことになります。

◆共済掛金（年額）485 円うち保護者負担額 230 円 北谷町教育委員会負担額 255 円

・共済掛金 230 円は、学校協力費より支払いますので、現金での徴収はありません。

※障害・死亡見舞金の給付金額については下記の通りです。

※給付の種類と内容【災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第 3 条によります。】

災害の種類	災害の範囲	給付金
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3770 万円～82 万円 (通学中の災害は半額)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2800 万円 (通学中の災害は 1400 万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2800 万円 (通学中の災害は半額)
	運動などの行為と関係のない突然死	死亡見舞金 1400 万円 (通学中の災害も同額)

※制度に関するお問い合わせ 北谷町教育委員会 学校教育課 ☎098-982-7705

日本スポーツ振興センター 福岡給付課 ☎092-738-8725

# 学校でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから

**給付金が支払われます！**

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターが内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



- \* 健康保険が適用される受診が対象です。
- \* 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。



**お願い**

「医療等の状況」を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特典の配慮によりご協力をいただいております。なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。